

1 事業の概況

包括的施設支援事業（バックアップセンター事業）は、「厚生関係施設再編整備計画」に基づき厚生関係施設のサービス水準の一体的向上などを目的として、特別区人事・厚生事務組合厚生部自立支援課（＝バックアップセンター）が運営主体となって、平成 18 年度から続けられている事業である。この事業は 3 事業に大別され、そのうち「厚生関係施設入所調整事業」を除く「利用者支援事業」及び「施設機能強化事業」を当事業団が受託し、経営管理課分室が「バックアップセンター支援部門」として自立支援課と連携しながら、法人の垣根を超えて利用者や施設に対する支援を行っている。

2 主要目標と取組

（１）利用者支援事業の各事業を円滑に実施すること

利用者支援事業の下記各事業を円滑に実施し、各厚生関係施設利用者の施設生活の安定及び自立の促進、並びに地域生活継続に繋げていく。

- ① 専門相談事業（心理相談、法律相談、他言語相談）
- ② 居住支援事業（住宅相談、緊急連絡先確保）
- ③ 就労支援事業（職業相談）
- ④ 緊急一時保育事業
- ⑤ 緊急一時介助事業
- ⑥ 社会参加状況モニタリング事業（退所者訪問、電話相談、入所待機者訪問）

（２）バックアップセンター研修事業を円滑に実施すること

バックアップセンター研修事業は施設機能強化事業の主たる事業であり、年間に数回、厚生部の企画及び主催による研修を実施する。本研修を円滑に実施し、厚生関係施設等職員の資質向上を図り施設機能強化の一翼を担う。

3 管理運営

（１）利用者や施設の状況を斟酌した柔軟な対応

- ① 多くの課題を抱えた利用者の増加、少数職員体制など、施設現場の置かれた様々な状況を斟酌し、依頼の条件や希望に対してでき得る範囲において柔軟に対応する。
- ② より有効・有意義な事業利用となるよう、助言や情報の提供を行う。

（２）他の事業や事業者等との連携

- ① 就労支援事業においては、当事業団の就労関係事業や東京ジョブステーションと適切に連携し、また、情報や意見交換の場として職業相談員連絡会を月 1 回開催するなど、体制の充実を図る。
- ② 各法人や関係事業者を招いて研修担当者連絡会を適宜開催し、研修の企画・内容面を含めて情報や意見の交換を行うとともに、研修実施に係る協力を依頼する。

（３）自立支援課との連携

- ① 研修事業等について、自立支援課と協同で実務を執り、円滑な事業実施を図る。
- ② 自立支援課との間で事業全般について情報交換及び共有を常に行い、事業の円滑な実施及び適切かつ迅速な問題解決等を図る。

4 その他

- （１）事業実施に係る様々な事務手続について、迅速、正確、計画性等を常に念頭に置いて遂行し、適正で不備のない受託事業運営を図る。
- （２）利用者及び施設職員を対象とした事業アンケートを実施して意見や要望等を収集し、今後の事業整備のための参考とする。
- （３）本事業実施に係る業務が全厚生関係施設等を対象としたコーディネート業務及び事務作業が主であることを生かし、分室所属職員各々が、厚生関係施設の概要、事務処理、折衝・調整対応等の知識や能力を日常業務の中で身に付けていくことにより、事業団職員としての資質の向上を図る。